

1月の市税ごよみ

15日 固定資産税第4期分、国民健康保険税第6期分の督促状の発送

2月1日 市県民税第4期分、国民健康保険税第7期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

公的年金等の申告相談会を開催します

公的年金受給者を対象に、確定申告書の作成方法などをアドバイスします。

■日時・場所 別表のとおり

■申告相談会で必要な書類

○確定申告書（ない場合は当日お渡しします）

○平成21年分の給与所得・公的年金等の源泉徴収票  
※公的年金以外に収入のある方は、その所得の計算に必要な書類など。

○国民健康保険税などの支払金額が分かる書類

○国民年金保険料などの支払いを証明する書類

○生命保険料や地震保険料などの控除証明書

○医療費の領収書など、所得控除に必要な書類

○住宅借入金など、特別控除に必要な書類（事前にお問い合わせください）

○申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの

○印章、筆記用具、電卓

※当日はかなりの混雑が予想されます。医療費控除の明細書や収支内訳書等は事前に作成してきてください。また、自動車でのご来場は極力ご遠慮ください。

■問合せ 伊予西条税務署

個人課税部門

TEL 0897-5613290

■申告相談会の日時・場所

地区	日時	場所
小松	2月1日(月) 9時～16時	小松総合支所 2階ホール
丹原	2月2日(火) 9時～16時	丹原福祉センター 2階大会議室
東予	2月3日(水)～5日(金) 9時～16時	東予総合支所 3階

※今回は市庁舎別館での申告相談会を開催しませんので、直接税務署でお早めに申告してください。

高齢者等を  
火災から守りましょう！

建物火災による死者数の約9割が住宅火災であり、そのうちの半数以上が65歳以上の高齢者です。

住宅火災の多くは就寝中に「たばこ」や「暖房器具」の火が布団や衣類に着火して発生しており、死亡した原因は「逃げ遅れ」が大半を占めています。

火災から高齢者を守るため、次のことを日ごろから心がけましょう。

■高齢者を守る3つの注意

○高齢者だけを残して外出しない。やむを得ず外出するときは、隣近所に一声かけて出かけましょう。

○寝たきり、一人暮らしの高齢者がいる所では、隣近所で助け合える協力体制を作っておきましょう。

○高齢者の部屋のカーテンや寝具類は、防災製品を使いましょう。

■火災警報器を設置しよう

火災発生を早く知るため、平成23年6月1日から寝室などに住宅用火災警報器の設置

が義務付けられます。

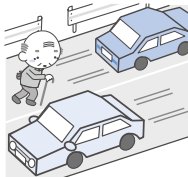
新築住宅は平成18年6月1日から設置が義務化されており、既存住宅においても平成23年5月31日までに設置が必要となります。



西条警察署・西条西警察署からのお知らせ

交通事故防止

高齢者が被害者となる交通死亡事故は全体の約7割を占めており、特に道路横断中に多発しています。



- ★横断歩道を渡りましょう。
- ★左右の安全をしっかりと確かめましょう。
- ★夜間は、明るい服装を着て、反射材をつけましょう。

ゆるさんぞ！ 振り込め詐欺

振り込め詐欺は他人事ではありません。いまだにその被害は続発しています。



- ★犯人は誰でも知っている場所を指定します。
- ★その場所には、絶対に行かないで！
- ★まずは、知人に相談、警察に通報！

被害者相談窓口

一人で悩まず、勇気を出してご相談ください。

警察総合相談電話（夜間・休日も受け付けています）

フリーダイヤル 0120-31-9110

★最寄りの警察署にも相談窓口を設けています。

○西条警察署 TEL 0897-56-0110

○西条西警察署 TEL 0898-64-0110